

労働を見る社会の視線

——日韓新聞社説研究

金正勲

はじめに

- 1 民主化の衝撃
- 2 制度化の動き
- 3 安定化の段階

終わりに

はじめに

韓国労使関係研究の多くは、明示的あるいは暗黙的に、日本との比較によって韓国の特徴をより明らかにしようとした。その成果として韓国労使関係の幾つかの特徴、例えば、年功型賃金（小野1989）や企業別組合（二村1998）など日本と似ている制度や、高い離職率と終身雇用慣行の未形成（佐護・安1993）、賃金交渉における企業間統一性の欠如（李2000）など日本と違う慣行が明らかにされた。その他、財閥の一族支配の経営体制（池尾他2001）や企業内熟練形成の軽視（服部1988）なども日本との比較の観点で論じられてきた⁽¹⁾。以上は、おおむね企業内の労使関係を中心に当事者の行為および制度を分析した研究であるが、本稿では、視点を社会に広げて社会の中で労使関係がどのように認識されているかを中心に日韓比較を試みたい。

社会的行為および制度はそれらを意味付ける「意味の体系」の上に成立する⁽²⁾。特にある社会的行為および制度が「社会問題化」すると、それは「意味の体系」の上で解釈されるだけでなく、正しいかどうかといった価値判断にかけられる。労働問題も例外ではない。経験的に見ても戦後の日本や1980年代後半以降の韓国の労使関係は、多くの社会的注目を集め論議の対象になっていた。このように、ある行為または制度が社会的に解釈されたり価値判断される様式を知るためには、行為

(1) 労使関係の日韓比較における諸論点をもれなくまとめたものとしては、金 [2001] 197～245頁を参照。

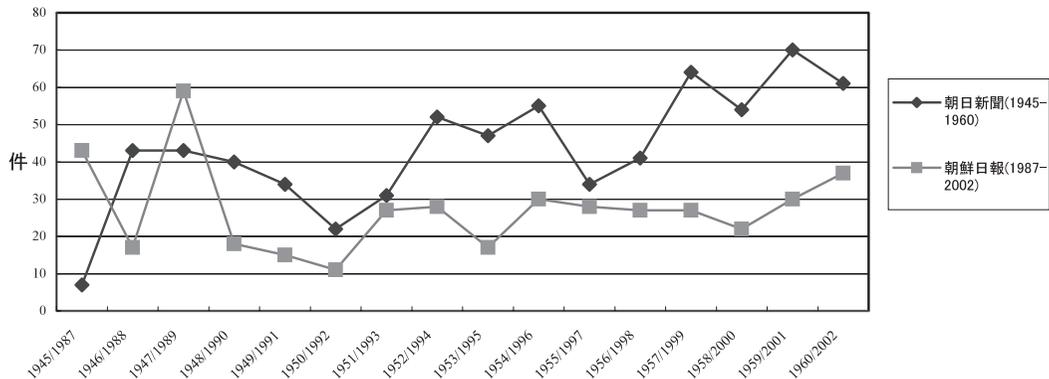
(2) 制度は、従来、行為または機能との関連で論じられ、客観的実体とされてきた。しかし、行為者にとって制度の存在は、客観的実体である前に、まずそれが何らかの意味のあるものとして認識されなければならない。このため制度研究のもう一つの領域は、この「意味の体系」の研究にならざるをえない。制度の意味論的解釈については、盛山 [1995] 221～246頁を参照。

および制度の異同を比較するだけでは不十分である。一方、社会の価値判断は「意味の体系」に止まらず、行為者にとっては「政治的機会構造」として作用する。「政治的機会構造」とは社会的行為における利用可能な政治的機会の分布を意味するが、世論の支持・不支持はその重要な要素の一つと考えられる⁽³⁾。

こうした問題関心から本稿では、韓国と日本の労使関係が「社会問題化」した時、両社会は労働問題をどのように認識し価値判断をしたのかを比較することにより、労使関係をめぐる両国の社会的条件を明らかにしたい。比較の時点は、労働問題が本格的に登場し、かつそれを自由に論じることが許された民主化とその後の15年間とし、社会の価値判断を表す資料としては、『朝日新聞』（以下、『朝日』と略）と『朝鮮日報』（以下、『朝鮮』と略）の社説を用いたい⁽⁴⁾。両紙が発行部数や社会的影響力などにおいて両国の主流言論を代表したことについては異論がないだろう⁽⁵⁾。

以下の三つの図は、両紙の労働関連社説の年別推移とそのイシュー別構成を示している。

図1 労働関係社説数



(3) 久米郁夫は戦後日本の労使関係を、穏健派組合が「政治的機会構造」をいかに活用したかという「労働政治」の文脈で、見直そうとした。久米 [1998] 41～66頁を参照。久米は最初「政治的機会構造」の要素として制度的機会や政治的連合形成・政策ネットワークなどをあげていたが、後に一般世論の重要性についても指摘している。久米 [2005] 18～19頁を参照。

(4) 新聞の記事または社説の分析を通じて当該社会の価値観を捉えようとする研究は、労働研究においてはあまり見当たらないが、他の分野では珍しくない。日韓比較の視点を入れたものとしては、谷口 [2006] 79～103頁や玄 [2006] 第二章を参照。ちなみに本稿でいう社説は、時論・コラム・論壇などを含む。

(5) 両新聞について少しでも知っている人なら、最初から両紙の論調上の違いを予想するだろう。しかし、ここで重要なのは、『朝日』・『毎日』・『読売』といった日本の主流新聞がほぼ同じ論調を有していたように、『朝鮮』・『東亜』・『中央』などの韓国の主流新聞でも論調上の差は見られないという事実である。日本の主流新聞の類似性については、笠 [1956] 1～8頁を、韓国の場合は、玄 [2005] 76頁を参照して頂きたい。

図2 イシュー別構成（朝日新聞）

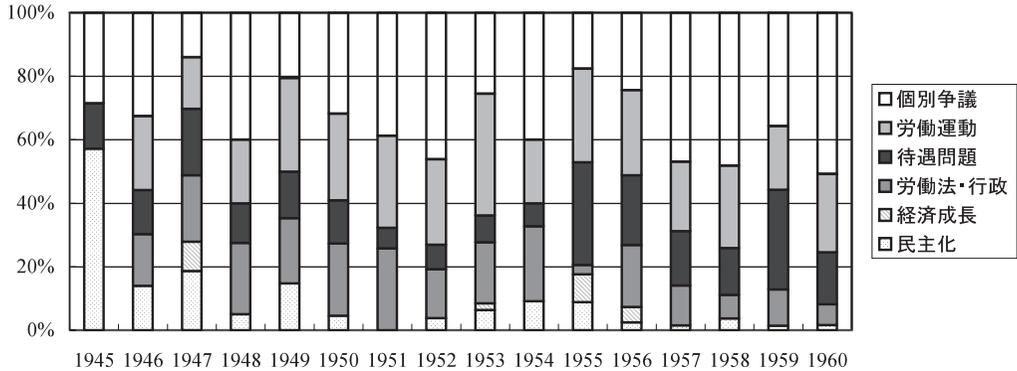
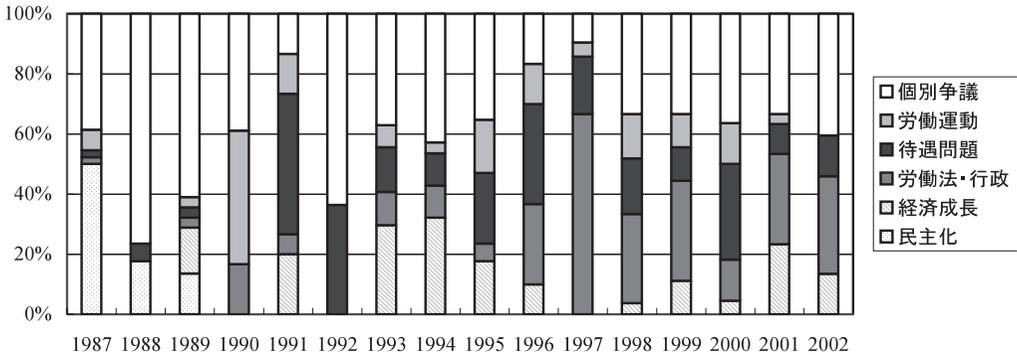


図3 イシュー別構成（朝鮮日報）



労働関連社説の数においては、『朝日』が年平均43本で『朝鮮』の27本より多い⁽⁶⁾。『朝鮮』は、争議が多発した1987年と1989年のように直接的な契機に敏感に反応した。イシュー別構成をみると、個別争議を論じたものが両紙とも35%程度でもっとも多い。その他、『朝日』は労働運動、待遇問題⁽⁷⁾、労働法・労働行政などを多く扱っており、年度別変化は大きくない。一方、『朝鮮』は80年代後半には労働の民主化を、90年代初めには経済成長を、そして90年代半ば以降は労働法・労働行政を重点的に扱っており変化に富んでいた。

(6) これは、その価値判断がどのようなものであったのかとは無関係に、労働問題への関心の程度を間接的に示すものと思われる。例えば、『朝日』がメーデーや総評大会・国鉄大会・日教組大会などに関連した社説を毎年発表したのに対して、『朝鮮』は一度もメーデーや労組大会に関する社説を出さなかった。

(7) 「待遇問題」には、賃金、失業（解雇を含む）、福利厚生、産業安全などが入る。

1 民主化の衝撃

(1) 『朝日』

戦時期の『朝日』は、言論統制などの理由により、「生産陣営の特攻精神」⁽⁸⁾を促すなど、戦争勝利のため労働者がなすべき責任や義務について主に述べていた。戦後、同紙は自社の戦争責任を二度にわたり反省し⁽⁹⁾、そこから労働に関する論調も変わった。以下、権利の付与と利益の配分という二点を中心に見ていく。

① 権利の付与 1945年11月12日付『朝日』は、「労働組合の結成を急げ」と題した労働問題に関する戦後初の社説を出した。その社説によれば、労働組合は経済的利益を追求する組織にとどまらず、「一職場を乗越えて、日本の再建、国家機構の改革、農商工組織の改革運動の前衛」になるべきであって、「組織さるべき組合が、かかる高度の政治性を帯びることは、当面する危機の大きさより判断して必然」であるとした。労働組合は、「狹隘なる議会主義的見地」にとらわれず、「政治的抑圧体制のあらゆる部分に対する批判と実践」⁽¹⁰⁾をするよう要求された。

当時はGHQによる一連の民主改革がすでに始まっており、労働分野においても組合を法認する準備が進められていた状況であったために、このような社説が新しいものではなかった。ただ、労働組合を「労働者を保護し且つ生活水準向上のため有力な発言権を得るため」の組織と考えたGHQや、「労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ経済ノ興隆ニ寄与スル」組織を念頭に置いた政府に比べて⁽¹¹⁾、同紙の主張が組合の政治的役割をより強調した点は注目に値する。民主主義改革における組合の政治的役割に対する支持は1946年まで続く。国鉄人員整理など合理化による人員整理が問題になった時、『朝日』は「政党が存在する限り、労働組合は、その政治的活動をすべて政党にゆだねるのが本当だという議論」を「皮相的」⁽¹²⁾であるとして退けた。

労働の民主化に関するもう一つの論点は、組合は企業経営にどれほど関与できるかという問題であった。1945年10月に読売新聞社の生産管理闘争が社会的争点になると、『朝日』は「読売従業員闘争は、曾ての労働争議とは本質的に異り」、「あくまで職場に踏み止まって、新聞の発行を継続せんとする公正な態度によって導かれている」とし、「官僚、財閥が、国民の困苦と欠乏を無視して、政治と生産をサボタージュしつつあるのに対し、読売従業員が新聞発行の任務を、忠実に遂行しつつある」⁽¹³⁾ことを高く評価した。そして読売一次争議が終わった翌日には、経営協議会の設

(8) 「生産陣営の特攻精神」1945年7月14日付。

(9) 「自らを罪するの弁」1945年8月25日付と「新聞の戦争責任清算」1945年10月24日付を参照。特に10月24日付の社説は、その2日前、同社の社長を含む重役全員の退社を機に出されたもので、本格的な言論民主化の始まりであった。『朝日』のいわゆる「社内革命」または「十月革命」の詳細については、山本 [1996] 53～57頁を参照。

(10) 「民主政治革命の真意義」1945年11月13日付。

(11) 1945年労働組合法の制定についての詳しい分析は、遠藤 [1989] 第一章を参照。

(12) 「失業問題と政党の怠慢」1946年9月21日付。

(13) 「読売争議の社会問題化」1945年11月17日付。

置は「労働者の経営参加，乃至，情況によっては経営管理を意味するものであって，今後我国における全産業労働者に，向うべき一指針を示唆する」とし，「これが今後唯一の企業経営の形態であることを，資本家は自ら覚らなければならない」⁽¹⁴⁾とした。

このような同紙の論調は，生産管理闘争を違法とする1946年2月1日の四相声明に対して，「生産管理の合法性」⁽¹⁵⁾を主張する形で堅持された。「法の妥当性と運用は，時の社会正義」に照らして判断すべきであって，「生産をサボタージュする資本家に対して，労働者の採りうる手段は生産管理のほかはない」と支持したのである⁽¹⁶⁾。

② 利益の配分 利益配分に関する主要争点は，賃金，失業，そして争議の処理である。1945年12月26日付で賃金問題を取り上げた最初の社説において，『朝日』は「当面の急務たる生産再開の隘路の一つが，賃金問題にある以上，万難を排して賃金水準の合理的引上げがなされなければならない」とした上で，「賃金引上げがインフレ激化の因をなすとの論議に対しては，働かざるものは食うべからずとの原則の下に，過去の蓄積に依存する大口の過剰購買力を封鎖する措置」⁽¹⁷⁾を要求した。

その一年後に電産十月闘争が解決をみた直後，その態度はより明確になった。賃金の基準と関連して同紙は，「中労委は，組合側の要求が，勤労者の生活費を基準にしたものであることを正しく認識し，その措置をあやまらなかった。この一見，あたりまえだと思われる原則の確立されたことは，今後，大きな意味を持つ」⁽¹⁸⁾とし，電産型賃金を支持する一方で，「インフレの進行が放任されている現状」において労働組合が取るべき「第一の課題」は，「生活費の擁護」であるとし，インフレによる生活危機を危惧した。

一方，失業に対する懸念が本格化したのは1946年8月以降である。当時，軍需補償の打ち切り方針などによって大量失業が現実化すると，『朝日』は，人員整理が「労働時間の短縮による雇用量の増大，失業者の就職措置，生活援護の具体策」など「最小限において以上三点に関する要望が充たされない限り」，「労働者側の支持」を獲得できないとし，「現内閣が失業問題について善処し得ないならば，日本経済の建直しは，政治の刷新強化を伴わずしてはなし得ない」⁽¹⁹⁾と失業対策の重要性を強調した。批判は企業にも向けられた。人員整理を経済的視点で見れば，「理屈として」もっともだが，「根本的に考えてみなければならぬことは，一体企業は誰のためにあるものか」であり，「経理と一般国民の利益とが，相一致しないような変調期においては」，「一部の人間の生活

(14) 「企業民主化の範例」1945年12月12日付。

(15) 「生産管理の合法性」1946年2月8日付。

(16) 生産管理法論が社会的力を得たのは1946年2月ごろで，末弘巖太郎の合法化主張とGHQの黙認が大きな要因であったとされるが，『朝日』の社説を見る限り，すでに1945年から合法論は支持されていた。生産管理闘争に対するGHQの初期の立場については，竹前 [1982] 85～91頁を参照。

(17) 「所得問題の解決を急げ」1945年12月26日付。

(18) 「電産争議解決と現内閣」1946年12月3日付。

(19) 「失業問題の取り上げ方」1946年8月9日付。

建直しを促進するために、何百万人かの同胞の生命を犠牲」⁽²⁰⁾ にはいけないとした。

争議をどのように処理すべきかに関する初の社説は、労調法成立の際に出された。『朝日』は、労調法において「労働委員会の調停、仲裁に拘束力を持たせなかった」のは、「法律的な権威のかわりに、与論の批判による権威を期待している」からであるとし、そのための条件として「委員の民主的な選出」と「公正、互譲の精神に基いて決定すること」⁽²¹⁾ を提示した。与論の支持に基づいた労働委員会の調整という原則は、早くも読売二次争議の際に、「交渉の糸口は、通常調停者の斡旋によって行われる」とし、「今度の場合も、この方法が採用されるべきである」⁽²²⁾ という形で適用された。

(2) 『朝鮮』

韓国の民主化は1987年6月の国民運動をきっかけに進められたが、それは、日本と異なり、自主的ではあったが漸進的なものでもあった。民主化以前の『朝鮮』は、政府の言論統制もあって労働問題にあまり関心を払わなかったが、「労働者大闘争」をきっかけに労働問題を本格的に扱うようになる。

① 権利の付与 1987年7月「労働者大闘争」が起これると、年初から6月末まで労働問題に関する社説が3本しかなかった『朝鮮』に労働関連社説が急増する。労働問題を扱った最初の社説は、大争議が始まった直後「労使関係の再定立」と題するものであった。そこでは、「わが国の労使関係は、労使関係というに相応しくない使用者による一方的関係」であって、「そうならざるを得ないように当局と企業が作用してきた」とし、「果敢に取り組んで民主的に再定立すべき」⁽²³⁾ であるとした。

「労使関係の民主化」として『朝鮮』が考えたのは、「団結権・団体交渉権・団体行動権などの労働三権は、70年代以降経済発展優先政策により、法律的・行政的に有形無形の制限を受けてきた。このような勤労条件や環境の中で多くの勤労者が苦しんだ」⁽²⁴⁾ としているように、まず労働基本権を保障することであった。ただそれには韓国的な特色も混在していた。争議が本格化すると、同紙は「儒教理念に基づくわが国の道徳秩序と価値理念」を取り上げ、礼を重視する点において「職場も例外ではない」とし、労働者側に「家族的な職場雰囲気企業が成長の秘訣であることを考え」、「職場内の倫理的・精神的秩序を乱さない」⁽²⁵⁾ ことを要求したのである。すなわち、労働基本権を認めつつも、『朝日』が前近代的なものとして斥けていた家族主義を擁護する立場を取ったのである。

労働基本権に関する同紙の立場は、労働法改正をきっかけに具体化する。労働法を民主的に改正

(20) 「企業の再建と人員整理」1946年9月7日付。

(21) 「労働委員会と与論の力」1946年9月20日付。

(22) 「あらゆる努力を集めよ」1946年10月3日付。

(23) 「労使関係の再定立」1987年7月9日付。

(24) 「勤労者たちの相次ぐ籠城—憂慮される労使問題、賢明に解こう」1987年7月30日付。

(25) 「紛糾と人間性喪失」1987年9月5日付。

しようとする動きは7月から始まっており、9月に与野党は本格的な改正作業に入った⁽²⁶⁾。争点は、産別労組の許可・労組の政治活動禁止の廃止・ユニオン・ショップ制の法認・第三者介入禁止の廃止・複数労組の許可など多岐に渡ったが、『朝鮮』は、産別労組の許可と労組の政治活動の許可を支持する一方で、第三者介入禁止や複数労組禁止に対しては黙認するという立場をとった⁽²⁷⁾。

ここで特に注目すべき点は、組合の政治活動に対する同紙の立場である。同紙は、「労働者の権益を保護、代弁するいかなる政治的組織も許容されなかったので、勤労条件向上の闘争が組織の枠内で行われず、直接、街や工場で行われるようになった」と指摘し、「労働者の政治組織を許容する」⁽²⁸⁾ことを支持したのである。産別労組を支持しながら第二組合を禁止し、政治活動を支持しながら第三者との連携を禁止するといった立場は、論理的に矛盾するかもしれないが、穏健路線の韓国労総やその傘下の産別労組を優先的に考慮した現実的かつ戦略的な選択でもあった。結局、1987年の法改正では、産別労組の許可など労働基本権を保障する多くの改正が行われたが、組合の政治活動・第三者介入・複数労組などは依然禁止された⁽²⁹⁾。

② 利益の配分 韓国における労働問題の登場は、労働運動の爆発によってもたらされた。1987年7月からの3ヶ月間、争議は3,500件近く発生し、『朝鮮』はそれを「事変」⁽³⁰⁾と表現した。同紙はこの事態の解決のために、使用者側には「組合は邪魔者という前近代的労使観をすて、パートナーという労使観に変えるべき」⁽³¹⁾であるとし、勤労者側には「すべての不満を一気に解決しようとしては要求条件の達成よりむしろ争議を激化させ、勤労者に損失をもたらす」ことを認識すべきであるとしている。一方、政府も「無理に使用者側に寄って労働者を弾圧するよりも、労使が自律的に紛糾を妥結できるように」⁽³²⁾見守ることが要求された。

このように大争議の直後、同紙は組合の認定・要求の漸進的解決・労使自律解決という三原則を出していたが、これらは政府によって表明されたものでもあった。政府は7月10日の労働部長官の談話で、「合法かつ健全な労働運動は発展させる方針であり、経営者もこのことを肯定的に受け入れるべきである」とし、「労使間の自律原則を最大限尊重し、初期段階での介入を抑制する方針」⁽³³⁾を表明したので、同紙の論調はそれを支持するものであった。

問題は、労働者の要求の大半を占めていた待遇改善を具体的にどうするかであった。『朝鮮』は、韓国の経済発展の「奇跡は、1千万人の勤労者が長期間の低賃金政策を、歯を食いしばって我慢し

(26) 1987年の労働法改正の詳細については、孫 [1995] 159～165頁を参照。

(27) 「労働関係法早く直せ」1987年9月11日付。

(28) 「産業マヒの『大事変』」1987年8月19日付時論。

(29) 1987年の法改正について韓国政府は、「現行労働組合法は、労働組合の自立性と自主性を保障し、自由な労働組合活動を通じて勤労者の権益を最大限伸張させることができる、制度的基盤を提供している」と評価したが（労働白書1988年版40～41頁）、「まだ多くの問題点を抱えており、一九八七年法も将来改正されるべき運命にあることは言うまでもない」という意見も少なくなかった。孫、前掲書、179頁。

(30) 「『事変』解消に取り組み—与野指導者たちは腕を組んでいるだけか」1987年8月26日付。

(31) 「経済民主化の方向」1987年7月17日付コラム。

(32) 「自律的労使妥結：無条件に抑える時は過ぎた」1987年8月4日付。

(33) 崔他 [2001] 130～131頁。

てくれたからこそ維持できた」と前提した上で、「今1千万人の勤労者がこれ以上我慢できなくなったからには、これまでの成長戦略に対して修正を加えなければ」⁽³⁴⁾ いけないとし、「成長と分配の実質的な均衡が取れた新しい戦略」や「企業利潤＝勤労者の低賃金維持という固定観念からの果敢な発想の転換」を主張した。こうした論調は翌1988年にも維持され、「合理的で公平な配分の正義を実現すれば」、「(労使が)ともに繁栄する共存のシステムが定立できる」⁽³⁵⁾ と主張した。

もう一つの問題は労使自律解決をどこまで維持するかであったが、これには大きな難点があった。それは、当時の争議のほとんどが違法で⁽³⁶⁾、労使自律と法秩序の維持とが両立しないという問題であった。争議が全国的に広がると、政府はついに労使自律の代わりに「不純勢力の扇動」や「破壊行為」を厳しく取り締まる方針を打ち出した。『朝鮮』も8月末に「9月を危惧する」⁽³⁷⁾ と危機感を表した後、9月には「勤労者の破壊と暴力、違法行為に対して公権力の厳しく公正な裁断が不可避である」として、「公権力のロール・バック」⁽³⁸⁾ を支持した。しかし、労働攻勢の勢いが衰えると危機感も薄れていき、1988年の争議関連の社説ではすべて労使自律の原則を謳っていた⁽³⁹⁾。

(3) 比較

戦後直後から1946年まで『朝日』の労働関連社説は、民主主義改革における労働組合の役割に対する期待と労働者生活への関心であふれていた。その論調は、労働改革によって日本の民主化を促進しようとしたGHQの立場と基本的に同じであったが⁽⁴⁰⁾、組合をより強く支持していた。その背景には、当時の『朝日』が想定していた民主主義の理想があったからであると思われる。「人民大衆の単一なる共同戦線たる『人民戦線』の結成」や「民主戦線結成」⁽⁴¹⁾ といった政治的主張と、「重要産業の社会化による産業民主主義の実現」や「基本的企業の国有化」⁽⁴²⁾ のような経済的主張からも読み取れるように、『朝日』は、労働者の積極的参加を肯定する社会民主主義の左派的傾向

(34) 「反省して教訓を得よう：今度の労使紛糾で発想の転換を」1987年8月16日付。

(35) 「授業料を少なく払うべし」1988年6月2日付デスクコラム。

(36) 1987年に起こった労働紛糾3,749件の中、争議発生申告という手続きを踏んだ適法なものは72件にすぎなかった。労働白書1988年版13～15頁。

(37) 「9月を危惧する：労働問題が政治争点化する時」1987年8月25日付。

(38) 「機会主義のかくれんぼ」1987年9月8日付。

(39) 争議権のない鉄道機関士のストに関する1988年7月27日付の社説をご覧いただきたい。明白な違法ストにもかかわらず、同紙は「法を違反したから法のとおりに取り締まるという形式的な論理を受け入れるには、当局の前歴が恥ずかしい限りである。法を公安と秩序のレベルで当局側に有利に判断するのではなく、法を人間らしく生きていく手続きとして理解し、事態を道理にあう形で収拾する」よう要求した。

(40) 勿論、検閲の影響も考慮すべきである。戦後直後から1949年10月までは何らかの形でGHQによるマスコミに対する検閲が行われていた。ただこの時期の『朝日』の論調には、直接的な検閲よりGHQ政策の積極的な内面化が大きく影響したのではないと思われる。検閲については、佐藤 [1998] 63頁を参照。

(41) 「人民戦線に就いて」1945年12月27日付と「民主戦線結成への熱望」1946年4月13日付を参照。

(42) 「経済民主化の実現」1945年10月25日付と「経済民主化に徹せよ」1945年12月31日付を参照。

⁽⁴³⁾ を強く有していた。

一方、1987年7月「労働者大闘争」の直後から1988年までの『朝鮮』の社説においても、労働の民主主義的改革や公正な利益配分についての支持は強かった。ただ労働基本権の部分的保障からも見て取れるように、同紙にとって労働組合は、民主主義改革の「対象」であって「主体」ではなかった。その背景として、「来るべきものが来た」と信じよう、「海のごとく広い包容力」、「人間の労働紐帯」⁽⁴⁴⁾ などのように、労働の民主化を使用者の考え方や倫理道德の問題として捉えていたからである。そもそも『朝鮮』の考える民主主義は、経済的自由主義を前提にするもので、そこには「韓国的民主主義」といわれた権威主義的要素も混在していた⁽⁴⁵⁾。同紙が過去を反省する必要がなかったのはそのためであろう。

このように民主化の衝撃に対する『朝日』と『朝鮮』に共通した反応は、政治および企業経営において労働者にどれほどの権利を付与するかという問題に集中していたという点である。しかし、その内容においては少なからぬ相違が存在していた。現実の状況も違っていた。まず民主化の性格に違いがあった。GHQの主導による日本の民主化は、財閥解体や農地改革など所有権の一部否定や人的清算を含む広範な改革であった⁽⁴⁶⁾。それに対して1987年の韓国の民主化は、大統領直接選挙などの選挙制度の民主化が中心であって、財閥や独裁政権協力者に手をつけることはあまりなかった⁽⁴⁷⁾。その違いは労働部門にも反映されている。日本の場合、労働の民主化を民主主義改革の一環として位置付け、労働運動指導者の参加の下で労働法制を整備していったのに対して、韓国の場合、労働の民主化は当初民主化の議題に入っておらず、労働運動が本格化した後も、組合側の民主主義改革への参加は認められなかった。

もう一つの違いは経済的状況であった。戦後直後の日本の経済状況が崩壊寸前であったのに対して、1987年の韓国は史上最高の好景気を謳歌していた⁽⁴⁸⁾。『朝日』が生活賃金や雇用安定を支持したのに対して、『朝鮮』が賃金や雇用問題にあまり関心を示さず、主に争議処理に関心を向けたのは、このような状況の違いを反映しているものと思われる。

以上のような状況の違いとは無関係に、この時期における両国の労働組合運動は、主流新聞の好意的論調に助けられながら、多様な方向へ伸び伸びと発展していった。

⁽⁴³⁾ 大衆参加を基準に社民主義を二つに区分することについては、松下 [1962] 第九章を参考のこと。当時は、左右の他に、社民主義と民社主義、あるいは階級中心と国民中心に区分する場合も多かった。

⁽⁴⁴⁾ 「労使紛糾の拡散」1987年8月8日付、「産業民主主義の鎮痛」1988年4月17日付、「授業料を少なく払うべし」1988年6月2日付などを参照。

⁽⁴⁵⁾ 「韓国的民主主義」とは、韓国における民主主義の屈折を指す用語であり、その特徴としては、反共という厳しい理念的制約、大衆の政治参加の不許、経済的民主化の無視などが挙げられている。崔 [1997] 11～36頁を参照。

⁽⁴⁶⁾ 占領改革の詳細については、竹前 [1988] を参照。

⁽⁴⁷⁾ 崔章集は1987年の民主化を「手続き的民主主義」と規定し、経済的民主化までを意味する「実質的民主主義」とは別にしている。崔 [1999] 218～235頁を参照。

⁽⁴⁸⁾ 1987年韓国のGDP実質成長率は11.1%と1974年以来最高であった。韓国の経済統計については、韓国銀行の経済統計ページ<http://ecos.bok.or.kr>を参照。

2 制度化の動き

(1) 『朝日』

① 権利の付与 1946年10月に産別会議の十月攻勢が始まると、『朝日』は「組合運動が政治的意図に走りやすいのであるが、それはあくまで組合の自主性の下に、その分野と限界を明確にした上で行われるべき」⁽⁴⁹⁾であるとした。共産党と産別の関係を念頭にしたものであったとはいえ、その論調は1年前より随分慎重になっていた。しかしそれは長続きしなかった。その年の末に同紙は、「インフレの根源をつき、現在なすところなき吉田内閣に代わって、インフレをくいとめる方策を確立しない限りは、勤労者の生活の安定は得られない」⁽⁵⁰⁾と労働問題の政治性を強調し、その1週間後には、労働階級に対して「インフレをくいとめるための、根本的な政治闘争を開始せねばならぬ」⁽⁵¹⁾として倒閣運動を激励した。労働組合運動の政治闘争に対する支持は、翌年2・1ゼネストを経て吉田内閣の総辞職まで続く⁽⁵²⁾。そしてそれが最後であった。

総選挙を控えた1947年3月、同紙は「組合が政党化することは、組合の意義を低くして、組合の本質から離れる」⁽⁵³⁾と牽制し、その年のメーデーには、「組合運動が今までややもすれば政治に走りがちであった弊害」を指摘した。「政党は主として政治上の領域で活動し、組合は主として経済上の領域」で行動すべきであって、政治的行動は、「組合関係議員または組合指導者を通じて、政党を経由して行われねばならない」⁽⁵⁴⁾。労働組合運動の「分野と限界」の一つとして議会主義の尊重が明確にされたのである。

一方、生産管理に対しては他の問題よりも逸早く、1946年6月にその論調は変わっていた。生産管理を違法であるとし、そのかわりに経営協議会を支援するという政府方針を、「経済民主化」の原則で「認めねばならぬ」⁽⁵⁵⁾としたのである。政府方針は吉田内閣の登場とともに5月末にすでに固まっており、GHQも日本政府の方針を尊重する方向であったので、『朝日』の社説はそれを追認するものであったといえよう⁽⁵⁶⁾。『朝日』は、経営協議会における「もっとも問題となる点」として、「これを決議機関とすべきか、それとも諮問機関とすべきか」という論点を取り上げ、「根本において、経営権が会社にあり、会社が経営の責任を負う建前である以上」、「決議機関とすることは必要でない」とした。政治活動における議会主義より逸早く経営権保障の原則が明らかにされた

(49) 「組合運動の分野を守れ」1946年10月21日付。

(50) 「電産争議解決と現内閣」1946年12月3日付。

(51) 「インフレの進行と労働階級」1946年12月10日付。

(52) 「解散要求と勤労大衆の立場」1946年12月15日付、「民主戦線結成の好機」18日付、「首相放送の時代錯誤」1947年1月4日付、「労働意欲の高揚」12日付、「吉田首相に与う」26日付、「総辞職して政局を一新せよ」2月1日付、「最低生活の確保と政治闘争」4日付などを参照。

(53) 「労働組合の選挙活動」1947年3月25日付。

(54) 「労働組合運動の堅実化」1947年5月2日付。

(55) 「経営協議会を活かす道」1946年6月21日付。

(56) 吉田内閣の生産管理禁止方針とそれに対するGHQの黙認については、竹前 [1982] 131～155頁と遠藤、前掲書、167～175頁を参照。

のである。

経営協議会に関するこれらの主張は、中央労働委員会での議論とさほど違いはないが、『朝日』はこれにドイツの監査役会のような「新しい構想」や「産業別、地域別労使協議会」を提案し、「さもないと、せつかくの経営協議会も、お粗末な糊塗策に過ぎなくなり、かへって反動的役割しか果しえない」として、労使協議会の権威主義的利用については憂慮を示した。

② 利益の配分 生活賃金支持の『朝日』の論調が変わるのは、労働基本権の場合とほぼ同じく、社会党内閣の成立の時であった。同紙は1947年6月、新内閣による平均給与と重要物資の公定価格の決定を支持し、「余程の事情変化がない限り、そのまま押し通す覚悟が必要であり、勤労者もその苦しみに耐え」ねばならず、「もし賃金を上げるならば、その余裕は経営の合理化と増産により作り出す」⁽⁵⁷⁾べきであるとした。政府方針が物価と賃金をともに統制することであったので、これを論調の変化といえるかどうかは微妙であるが、同年年末の全通と国鉄による賃上げ要求の際、『朝日』の論調はより明確になった。同紙は、「理論的には正しくても、その要求をいま直ちに実行に移すにはいろいろの困難や障害がある」とし、全官業労働者に「自分たちの要求の正しさだけに目を奪われることなく、広く国民経済と国家財政の全般を率直に見渡す」⁽⁵⁸⁾よう要求した。生活擁護の重視が「国民経済と国家財政」とのバランスの重視に変わったのである。

このような変化は賃金の基準にも影響を及ぼし、1948年春、全官公庁による賃上げ要求の際、『朝日』は政府の職階給導入方針を支持し、「人によらず、仕事によって給与を差別するというのは、当然の考え方であり」、「この際、多少の無理をしても職階制と能率給を確立すること」⁽⁵⁹⁾を主張した。

一方、吉田内閣の辞職と社会党内閣の成立は、失業に関する『朝日』の社説にも影響を与えた。解雇に関するこれまでの社説が絶対反対であったとはいえないが、「企業の経理より人間」というように解雇への強い抵抗があった。それが社会党内閣の登場とともに、「日本経済再建に伴って企業の合理化、生産性向上の問題は極めて重要な課題となるであろう。その結果として、相当深刻な失業問題を引き起こすこともまた当然覚悟せねばならない」⁽⁶⁰⁾とする強い論調に変わっていた。ここで注目すべきことは、失業を受け入れる論理である。失業は「個人的な立場に立って考えれば、まことに忍び難い」が、しかし「国民経済全体の角度から、当面の危機突破・祖国再建という角度からすれば、どうしても避けられない場合」もあるので、「国策がそれを必要とする以上、国民はこの上の『犠牲と耐乏』を甘受しなければならぬ」とし、失業を市場経済の論理ではなく、国家主義・愛国主義の見地から語っていた。そしてその国家主義は、『朝日』が失業の前提として「あくまで公平の原則に立つものであらねばならない」し、「失業者の列に加わる不幸な人々はもちろん、国民全体の最低生活を絶対に保護すべきである」との条件を提示していることからわかるように、福祉国家の方向を目指していた。

(57) 「賃金と物価の同時決定」1947年6月21日付。

(58) 「全通、国鉄に望む」1947年12月12日付。

(59) 「全官公庁争議の教訓と反省」1948年4月18日付。

(60) 「犠牲の要求と勤労者の立場」1947年6月10日付。

(2) 『朝鮮』

① 権利の付与 1987年の民主化の過程で、労働基本権が部分的にしか保障されなかった結果、労働基本権の保障問題はその後社会的争点となった。特にこの問題の争点化を主導したのが、1987年以後新しく組織された「民主労組」側と1988年に創刊された『ハンギョレ新聞』であった⁽⁶¹⁾。1988年の総選挙で多数議席を取った野党三党は、「民主労組」側の要求を受け入れ、複数労組、労組の政治活動、教員・公務員の労働権などを認める改正案を、1989年3月の国会で通過させた。これに対して政府与党は大統領の拒否権を行使、労働組合法と労働争議調整法の改正案を白紙に戻した⁽⁶²⁾。

『朝鮮』は1988年以来、労働基本権問題について何の関心も示さなかったが、野党側による法改正が現実化してようやく社説を出すことになる。法案が国会通過する前日、同紙は、週44時間労働制を中心とする勤労基本法の改正のみを支持しており、労働組合法や労働争議調整法の改正については言及を避けた⁽⁶³⁾。労働組合法の改正内容の一つは、組合の政治活動の許可についてであり、1987年に同紙が支持したものであったが、今度は支持ではなく沈黙を叩いたのである。そして大統領が拒否権を行使すると同時に、労働基本権の保障など労働民主化の主張は同紙から姿を消した。労働問題は、その後、理念という新しい文脈で論じられるようになった⁽⁶⁴⁾。

理念問題が登場する直接的な契機は1989年5月の教職員組合の結成であった。『朝鮮』は5月14日付の社説を皮切りに合計17回の社説を出し、教職員組合反対の主張を展開した。反対の理由は「教職の特殊性」など色々あったが⁽⁶⁵⁾、「現教育体制の転覆を狙った暴力闘争・体制闘争を究極の目的としている」⁽⁶⁶⁾といった理念的な理由が中心であった。さらに『朝鮮』は「民主労組」による全国組織結成の動きを理念問題として捉えた。その動きに対して同紙は、「労働組合主義が歩いた道は、西欧と北欧の福祉国家の道であり、革命的労働運動が歩いた道はレーニン主義の道」⁽⁶⁷⁾であるとし、「民主労組」側で「たまに見られる言動の中に」革命主義的要素があると警告した。理念を二分化する方法は、労働問題に限らず同紙のよく用いる論法であるが、「民主労組」を論じ

(61) 1988年5月に創刊された『ハンギョレ新聞』は、創刊の辞を通じて既存新聞を「権力の見解を反映する」だけであると厳しく批判した。同紙は、労働問題についても、労働基本権の全面的保障を支持する一方で、政府による介入に反対する立場を明確にした。「労働法、禁止条項多すぎる」1988年8月2日付を参照。

(62) 1989年の法改正をめぐる経緯と論点については、孫、前掲書、191～202頁を参照。労使関係に関する二法と違い、法定労働時間を週44時に短縮する内容の勤労基準法改正案はこのとき成立した。

(63) 「週44時間労働：期待される生産性向上」1989年3月8日付。

(64) 『朝鮮』が、その転換にどれほど重きをおいたのかについては、図1に見られるように1989年の社説が59本でもっとも多かったことから見て取れるだろう。

(65) 「教員労組、猶予すべき」1989年5月25日付と「危険な高校生の動揺」1989年6月30日付などを参照。

(66) 「無条件休戦しよう」1989年7月13日付論壇。

(67) 「労働運動の分かれ道：労働組合主義か革命主義か」1989年6月27日付。

る時は、必ずといっていいほど革命主義の危惧が示された⁽⁶⁸⁾。

ただし、この時点で同紙の論調が既存体制を全面的に支持していたわけではない。同紙は金融独占や不動産投機などを繰り返す財閥の「反資本主義的または賤民資本的様態」⁽⁶⁹⁾や指導層の墮落・特権層の非道徳性・持つ者の貪欲などを厳しく批判し⁽⁷⁰⁾、「資本主義と自由民主を守るための改革」⁽⁷¹⁾を主張していた。これらは前節の道徳主義の延長であったといえよう。

② 利益の配分 民主化の直後、成長と分配の均衡を主張していた『朝鮮』は、1989年に入ると成長のほうに重心を移していった。1989年3月の貿易収支が3年ぶりに赤字を記録すると、同紙はその要因の一つとして「労使紛糾」を指摘した⁽⁷²⁾。6月には高い賃金上昇率によって「企業の国際競争力が低下」⁽⁷³⁾しているとする高賃金論が主張される。高賃金論は経済危機論に発展していき、労使間の信頼が回復しなければ、「政府の予測している悲観的シナリオ、すなわち、高賃金－高物価－低成長－高失業の図式はほぼ避けられない」⁽⁷⁴⁾と危惧された。その後も開発主義の論理は加速し、生産性を上回る賃金上昇・労働規律の衰退・労働問題による企業家の投資意欲の低下などが次々と指摘され、「生産と分配の均衡」といったこれまでの論理は退いていった。

このような論調の変化は、争議の処理に対する同紙の論調にも影響を与えた。1988年末民生治安に関する大統領談話によって予想されたことでもあったが、政府は1989年から労働政策を変え、違法争議には躊躇なく公権力を投入することで問題解決を図った⁽⁷⁵⁾。争議の労使自律解決を主張してきた『朝鮮』にとって状況は変わった。ここで争議に対する同紙の論調にあるパターンが出来上がるが、1989年現代重工業争議を例にそれを確認しよう。

まず初めは、「状況がいくら困難であっても、事案がいくら複雑であっても、利害当事者の誠意と努力がある限り、解決できない状況や事案はない」⁽⁷⁶⁾とする労使自律解決の原則を主張する。

(68) 当時「民主労組」の理念的性向は二つの様相を表していた。運動のリーダーたちは社会主義を目標とする「変革的労働組合主義」を抱いていたのに対して、一般組合員は「経済的実利」を優先しており、実際の組合の運営もほとんど賃上げ闘争に集中していた。従って、「民主労組」に対する『朝鮮』のイデオロギー批判は、半分当たっていたといえよう。「変革的労働組合主義」については、劉 [2005] 178～183頁を、韓国労働者の経済主義指向については、金 [1995] 第四章を参照。

(69) 「財閥の自己矛盾」1989年5月21日付と「時代に逆らう財閥」1989年6月7日付を参照。

(70) 「指導層の墮落は亡国」1989年6月17日付、「特権層のグリーンベルト破壊」1989年6月20日付、「持つ者は抱え込んでいながら」1989年7月15日付などを参照。

(71) 「改革しなければ自由民主は守れない」1989年8月25日付。

(72) 「心配される経済変化」1989年4月5日付。

(73) 「今が過消費する時か」1989年6月2日付論壇。

(74) 「経済危機論の実体：節制と合意で克服せよ」1989年6月20日付。

(75) 「1988年12月28日の大統領談話の骨子は」、「社会秩序と治安を脅かすすべての不法行為を厳しく取り締まるという内容であった。この方針によって、政府は1月2日に豊山金属ストに大規模の警察力を投入するなど」、「国家の労働政策が介入戦略に急速に旋回した。」崔他，前掲書，200頁。

(76) 「現代重工業，協商再開歓迎する：互いに譲歩し収拾せよ」1989年2月26日付。

それでも問題が解決されないとすると、次に「両方の誠意と努力の不足に一次的責任がある」とする両者批判が出る。ただ同紙は「紛糾の経過を再三振り返ることは有益ではない」とし、争議の争点や解決方向について深く触れようとしなかった。新聞も個別労使関係においては第三者であるという立場をとったのである⁽⁷⁷⁾。

そして最後に、「これ以上、この問題を労使間の自律解決に任せるわけにはいかない」と政府の介入を要求する。警察力の投入によって事態が収拾すると、「投入された公権力は、第三者の介入を遮断し、話し合いが再開できるようになったら、なるべく早く撤収すべきである」⁽⁷⁸⁾として、同紙の論調は再び労使自律の原則に戻るようになる。

このようなパターンは、公正性や独立性の欠乏のために労働委員会がうまく機能しなかったことと関連している⁽⁷⁹⁾。さらに労働法の制約も大きかった。特に、企業内労使関係に企業連や地域労働団体などの第三者の介入を認めない規定や、争議場所を事業所内に制限する規定により、争議には多くの違法的要素が付きまとっていたので⁽⁸⁰⁾、政府の介入は直ちに公権力の投入を意味することになった。

(3) 比較

民主化の衝撃が過ぎ去ると、『朝日』の社説には、議会主義の尊重や経営権の保障など労使関係の制度化を目指す議論が多くなった。労働運動は民主主義改革における役割を期待される存在から、「正しく」民主主義のルールを守らなければならない存在になっていた。もちろん、組合の役割がまったくなくなったわけではない。片山内閣の新労働対策に際して出された社説のように⁽⁸¹⁾、問題は結局「生産の増強」であり、組合側には生産の増強に「率直に協力」という新しい役割が与えられた。

一方、1989年の『朝鮮』の論調においても、労働運動の理念に対する危惧や経済成長の重視などの変化が見られた。労働運動は「体制転覆」を狙う勢力と見なされ、「西欧と北欧の労働組合主義」を勧められたが、それは労働基本権の部分的保障を条件とするものであった。この時期の労働運動に特記すべきことは、初めて『朝鮮』という主流新聞に有力な社会的主体として認識されるようになったという点であろう。

その具体的内容は異なるものの、『朝日』と『朝鮮』は民主化の衝撃を拭い去った後、権利の限

(77) 実際、『朝鮮』は1989年3月地下鉄ストの際、「必要な時にストという非常手段を使うとしても、第三者として口を挟む立場ではない」とし、自らを第三者と規定した。同紙の考える第三者の規定は広く、労働組合運動一般や公権力も第三者とされた。「市民の権益が先だ」3月8日付と「労使に返そう」4月13日付を参照。

(78) 「現代重工業、代理戦は困る：第三者介入を止め直接話し合いを」1989年4月6日付。

(79) 「公正性・独立性・専門性の強化」を目的とした1997年の法改正まで、中央労働委員会の委員長および公益委員の任命は、行政機関の一方的決定によってなされ、1997年まで委員長は全員労働官僚出身であった。このため、1997年まで中労委による調停の成立率は0%であった。ちなみに1998年から2002年までの調停成立率は平均44%。中央労働委員会 [2003] 432～438頁と355頁の表5-1-11を参照。

(80) 1987年に94%あった不法紛糾は、1988年80%、1989年68.5%、1990年50.3%と減少はするものの依然高い水準を維持していた。文民政府が登場する1993年になってようやく25%台に下がった。労働白書各年版参照。

界や義務の項目を設定することによって、労働問題を制度化する方向に動いた。その方向は両紙とも最初の理念的位置からすれば右への移動であった。そして両紙の理念的位置の違いは移動後の位置にそのまま反映され、『朝日』は社会民主主義の左派から国家主義的要素や効率重視の立場が混在する社会民主主義右派へ、『朝鮮』は「部分的」自由民主主義から権威主義的要素の強い開発主義の方向へと移動していったのである。

このような両紙の論調の変化は現実の状況とも照応していた。労働組合運動の高揚は両国で共通に見られる現象であった。両国の労働組合運動は組織的および社会的力量を増していき、その一部は自分たちの活動における逸脱の境界を探るかのごとく、前へ進んでいった。そして、そのような労働組合運動に対する当局側の態度はともに硬化していった⁽⁸²⁾。

異なる点は前節で指摘したことを延長した部分であろうと思われる。日本は民主主義改革によって、新憲法や労働関連法案の制定・主要財閥の解体・戦争協力者の公職追放などが1947年までになされていた。それに対して韓国の場合は、悪政の究明や主要責任者の処罰などの進展が若干あったものの、改革法案の成立が挫折するなど、制度改革の進展は遅く、1989年には秩序維持を最優先する「公安政局」が展開され、逸早く「逆コース」が始まっていたのである⁽⁸³⁾。

経済情勢を客観的数値で見たとき、両国には依然として差が大きく存在するものの、その受けとめ方についてはそれほど違いが見られなかった。韓国経済は1989年にも6%以上の成長を続けていたが、高賃金論や経済危機論に見られるように、『朝鮮』は『朝日』と同じく大きな危機感を抱いていたのである⁽⁸⁴⁾。

このような状況下で、両紙は論調を変更することで、労使関係当事者のある部分は評価し、ある部分は批判するという新しい「機会構造」を作りあげた。経済復興会議を主導した経済同友会と総同盟、そして韓国労総の労使協調主義はそれぞれ『朝日』と『朝鮮』によって支持され、産別会議と「民主労組」は、その路線を維持する限り支持され得ないという状況になった。

(81) 「新労働対策と労組の協力」1947年10月3日付。

(82) 山本によると、GHQ関係者は2・1ゼネストに対する『朝日』の社説を行き過ぎだと判断したという。従って、GHQによるゼネストの禁止は、『朝日』にとっては負担であったと思われる。『朝日』の社内事情にも変動があった。1945年「社内革命」によって社主から退いていた村山家は、翌年の株主総会において、経営陣に共産党員の排除と大株主意見の尊重という二つの要求を受け入れさせることに成功、このことがその後同紙の論調に何らかの影響を与えた可能性は否定できない。ただ『朝日』の論調が、1960年まで続いたことを考えれば、これらの要因はあくまで変化のきっかけであったといえよう。当時の『朝日』の事情については、山本、前掲書、66～75頁を参照。

(83) 当時、韓国の民主主義は非常に脆弱であって、崔章集によれば、「民選民間政府の形式を有する軍部権威主義体制」をまだ完全には脱していなかった。崔 [1999] 120頁。

(84) 1989年の成長率がそれほど悪くなかったのに実績以上に悪く評価されたのは、韓国経済が1986年からの3年間で、年平均10%以上の高い成長率を見せたことの反動であったと思われる。

3 安定化の段階

(1) 『朝日』（～1960年）

① **権利の付与** 議会主義の尊重を主張する『朝日』は、共産党と産別関係のように政党が組合に介入することにも⁽⁸⁵⁾、総評と社会党の関係のように組合が政治へ介入することにも反対であった。総評の政治的「行き過ぎ」に対する『朝日』の最初の批判は、1952年4月総評の破防法制定反対ストに対してであった。『朝日』は「政治活動をするといっても、労働組合は政党ではないから、おのずからその活動の仕方には限界がある」とした上で、「労組としては、まず国会における利益代表議員の発言力を強くすることに努力せねばなるまい」⁽⁸⁶⁾と主張する。総評の政治闘争に対する『朝日』の批判は1960年まで止まなかった。組合の政治活動の限界として『朝日』が考えたのは、選挙活動への協力・資金援助・組合員の政治教育などの「支持政党を強化していく努力」⁽⁸⁷⁾であり、1960年代に入ってから「政府の経済・貿易・労働政策などに対して、有効な発言を行うため」、「積極的に各種の審議会に参加」⁽⁸⁸⁾することを新しく勧めた。

組合の政治活動を法的に制限することに対しては、『朝日』は反対であった。同紙は、「政治と経済が結びついている今日では、労働組合といえども政府の政策や政治に無関心であり得るわけではなく」、「総評の政治行動を、簡単に法律をもって制限しようという態度は、かえって政府にたいする労組の直接的な権力闘争をはなはだしくすることになる」⁽⁸⁹⁾と警告した。その他の労働基本権については全面的保障の態度が堅持された。政府や財界によって労働法の改正が持ち上げられた幾つかの機会に、『朝日』は「経済的民主化のために従来の日本の半封建的な労資関係を打破し、劣悪な労働条件を改善することを目的として制定された労働法規の根本精神」⁽⁹⁰⁾を損なってはいけないと労働法改正に反対し、他にも緊急調整制度の廃止や公共企業体職員への争議権の付与などを要求した⁽⁹¹⁾。

組合の経営参加に関する社説は、経済復興会議の失敗など状況自体が厳しかったためか、非常に少ない。もちろん同紙は事あるごとに労使協議体制を強調してはいた。炭鉱国家管理の際に「組合が国管推進の中心勢力になる」ことを要求したり、経済九原則実施の際にはGHQが主催した労資協議会の「継続と拡充」を望んだりした⁽⁹²⁾。しかし「経営協議とか経営参加方式が、労使関係に

(85) 「産別会議の新運動方針」1947年5月14日付、「フラグ活動への反省」1948年2月20日付、「産別大会を顧みて」1948年11月24日付、「組合と政党の関係」1949年5月19日付などを参照。

(86) 「労働組合の進むべき途」1952年4月18日付。

(87) 「全労会議に望むこと」1957年7月26日付。

(88) 「貿易自由化と労組の態度」1960年3月28日付。

(89) 「総評の政治活動制限」1955年9月7日付。

(90) 「労働法改正の基本的態度」1951年7月31日付。

(91) 「労働法審議会に望む」1952年2月12日付、「スト制限を行う前に」1953年2月10日付、「労働基準法の改正」1954年8月29日付、「スト規制法存続に反対する」1956年10月25日付、「法規に頼る自民党の労働政策」1957年9月6日付、「労働法規改正の前にすべきこと」1959年5月18日付などを参照。

(92) 「これでよいか炭鉱国管」1948年6月7日付と「労資協議会に期待する」1949年1月30日付を参照。

とって一つの前進であること」を認めながらも、「企業民主化の名の下にあらゆる企業で経営協議会がつくられたが、いまではほとんど有名無実化し、あるいは失敗に終わって」おり、それを「労使関係安定の方法として考えるためには、その前に多くの問題がある」⁽⁹³⁾ことを認めざるをえなかった。経営参加に関する議論は、その後、後述するように生産性向上運動という新しい文脈へと移っていく。

② 利益の配分 1948年末、『朝日』は実質賃金が六割以上上昇したことを取り上げ、「賃金の引上げは生産力の増大によって達成されるということが確認されれば、ここに賃金闘争は正しい意味の生産闘争にならざるをえない」とした上で、成果の配分は、「国民の納得した形で解決すること」⁽⁹⁴⁾を要求した。「分配のためには増産を」という論理は、1950年代に入り「有業人口の三七％にすぎない勤労者の所得が、国民所得の四九％を占める」⁽⁹⁵⁾という分配状況によって一層強められ、春闘に対しても、労働組合が生活水準の向上を求めるのは「当然」であるが、それは「賃金増額を可能ならしめるような全体の経済の成長や拡大」を通じてなされるべきであると主張した⁽⁹⁶⁾。

一方、仕事と能率を賃金の基準であると考えた『朝日』であったが、生活給とベースアップを主張する組合側の立場を考慮し、春闘開始後は「安定した賃金制度の確立」⁽⁹⁷⁾に焦点が置かれた。それが「必ずしも同一労働、同一賃金という仕事に結びついた賃金制度」ではないとしながらも、定期昇給を基本とし「生計費の上昇」か「生産性の向上」が認められる時のみベースアップを取り入れる方式を提案した⁽⁹⁸⁾。

雇用安定に関する『朝日』の論調は1947年以来一貫していた。経済再建のためには「犠牲負担の均等」が重要で、解雇はあくまで「最後の手段」として使われるべきであり、もし失業が避けられない場合は、政府が「国民の社会的連帯意識」に基づき積極的失業対策をとるよう要求した⁽⁹⁹⁾。

労働委員会による労働争議の調整も徹底的に支持された。同紙が合法的なスト権の行使を否定することはなかったが、「争議解決の合理的な慣行をつくるためにも、自主交渉で解決できなければ、中労委あっせんに誠意と良識をもって対処するよう」⁽¹⁰⁰⁾労使両陣営に「強く要望」したし、春闘

(93) 「経営参加と労使の安定」1953年4月6日付。

(94) 「なぜ実質賃金が騰貴したか」1948年12月30日付。

(95) 「労働運動の一年の歩み」1953年12月28日付。

(96) 「春季闘争を前にして」1956年1月23日付。こうした論調はその後もずっと続いた。「春季闘争は何を目指すのか」1957年2月27日付、「不況期と賃上げ闘争」1958年1月23日付、「春闘を前に総評の熟慮を求む」1959年2月4日付、「労働時間の短縮要求」1960年2月23日付などを参照。

(97) 「安定した賃金制度の確立へ」1956年2月3日付。

(98) 「ベースアップか定期昇給か」1959年1月22日付。

(99) 「九原則推進のために（四）賃金安定と犠牲負担の均等」1949年3月25日付、「合理化と企業努力の重点」1949年5月12日付、「国民連帯による失業の解決」1949年8月22日付などを参照。三井三池争議と石炭不況による大量失業について、1959年から出された『朝日』の多くの社説はこれらの原則の繰り返しであった。例えば、「具体化する炭鉱離職者対策」1959年11月15日付、「炭鉱離職者対策に望む」12月6日付、「三池争議について思う」1960年4月14日付、「三池争議の解決と今後の問題」11月3日付などを参照。

(100) 「中労委を尊重すべし」1952年12月4日付。

に対する要求の一つも「調停機関の活用」⁽¹⁰¹⁾であった。

賃金および雇用に関する以上の諸議論の論理的収斂として表れたのが、生産性向上運動の支持であった。『朝日』は生産性本部の設立に際して、「経営者も、労働組合も、これまでのような非科学的な物の考え方を根本的に切りかえて、すべてを合理的に、理を通して解決すること」⁽¹⁰²⁾を要求する。なおかつ「生産性向上運動の新しい意味と使命」は、生産性向上による利益の「公平」な分配と、失業の増加や労働の強化を伴わないことであると主張し、これを実現するには「どうしても労使双方の理解ある協力態勢」が必要であると力説した。こうした論理から、「成果の配分」について具体的に触れない日経連や、「生産性向上を経済体制の観点からしか」見れず、「現実にしし迫っている日本経済の問題として」認識しようとしぬ総評は、批判されたのである⁽¹⁰³⁾。

(2) 『朝鮮』（～2002年）

① 権利の付与 労働権の部分的保障を特徴とする「1987年法体制」は1996年まで続いたが、『朝鮮』はその有力な支持者であった⁽¹⁰⁴⁾。「民主労組」の全国組織である全国労働組合協議会⁽¹⁰⁵⁾が1990年に「春闘」のような賃上げ闘争を組織すると、『朝鮮』はそれを「政治闘争」であるとし、「事態を政治闘争にもっていこうとする体制打破勢力」であると批判した⁽¹⁰⁶⁾。共同賃上げ闘争が政治闘争たる所以は、同紙によれば、それが第三者介入禁止規定の違反、そして「自由民主体制の法秩序」への挑戦⁽¹⁰⁷⁾であったからである。

(101) 「労使関係の安定のために」1954年5月11日付と「不況期と賃上げ闘争」1958年1月23日付を参照。

(102) 「労使ともに頭の切りかえを」1955年2月16日付。

(103) 日経連批判は1956年10月12日付の「生産性向上への経営者の態度」を参照。一方、総評批判は1955年6月27日付の「生産性向上運動と労使の態度」を始め、1960年まで続いた。「生産性向上運動と労組」1956年9月2日付、「労組のとる二つの途」1957年7月14日付、「総評に望みたい二つのこと」1958年7月20日付、「盛り上がりからぬ春季闘争」1959年2月26日付、「総評は労働組合主義に徹せよ」1960年7月31日付などを参照。

(104) 1991年に復活した地方議員選挙への参加を表明した韓国労総に対して、『朝鮮』は、組合の取るべき道は「既存政党を支持するか」「労組幹部を個人的に進出させるか」しかないとし、穏健路線で知られる韓国労総の選挙参加に対して反対した。「労組の政治参加の方向」1991年1月14日付を参照。ちなみに「1987年法体制」とは、孫の用語である。孫、前掲書、205頁。

(105) 全国労働組合協議会（全労協）は、1987年以後組織された「民主労組」の全国組織として1990年1月に発足した。発足当時、602の単位組合と19万人の組合員を擁していたが、労働組合法の複数労組禁止規定により合法組織として認められず、事実上、不法団体として扱われた。全労協は、その後、半分以上の勢力を失い、1995年には全国民主労働組合総連盟（民主労総）に統合された。全労協の活動および全労協に対する政府の対応については、崔他〔2001〕291～301頁を参照。全労協の白書はインターネットでも公開されている。<http://wbook.labordata.org>を参照。

(106) 「労働運動か政治闘争か」1990年5月1日付と「今は決断を下す時」1990年5月2日付を参照。

(107) 「政府は事態を正しく認識せよ」1994年6月25日付。共同賃上げ闘争は常に政治的と批判された。「総罷業は誤った路線」1991年5月18日付、「労・使・政の自制を」1993年7月23日付、「労働界、尋常でない」1994年5月26日付、「二つの紛糾の裏面」1995年5月18日付、「連帯罷業の前に」1996年6月19日付、「いつもより危険な罷業」1997年1月9日付などを参照。

「1987年法体制」の本格的な改革は1996年に、ついに日程にのぼる。OECDへの加盟を果した「文民政府」は、労働法を国際労働基準に合わせて改正する必要性を感じていたが、財界も労働市場の柔軟化を目標に法改正を支持したため、争点はおのずと権利の全面的保障と労働市場の柔軟化とを意味する「三禁」の廃止と「三制」の導入に絞られた⁽¹⁰⁸⁾。『朝鮮』も「整理解雇を制限してきた現在の制度」は、「労働市場を硬直化させ産業の景気に対する対応力を大きく制約し、国際競争力弱化の主な要因」になっているので、「整理解雇制などの三制の導入は避けられない」と法改正を支持した⁽¹⁰⁹⁾。『朝鮮』のこのような変化の背景については次節で取り上げる。結局、法案は『朝鮮』の論調と同じく、「三制」の全面的導入と「三禁」の部分的修正という形で国会を通過したが、史上初のゼネストに遭遇し、再修正に追い込まれた。ちなみに労働法改正に関する『朝鮮』の21本の社説はすべて、「三制」の全面的導入のみを支持していた⁽¹¹⁰⁾。

一方、労働組合の力が増してくると、政策決定過程に組合を参加させる必要性も高まった。特に、組合の政府政策への参加は民主政府にとって無視できない問題であったので⁽¹¹¹⁾、「文民政府」の穏健派は1996年について労働法の改正作業に労働界代表を参加させる決断を下し、「労使関係改革委員会」を立ち上げた。これに否定的であった『朝鮮』は、労働法をめぐる労使間の異見が鮮明になると、政府政策に対して「利害当事者の妥協によって国家の基本運営体系に属する法制」を作ろうとする「前例のない安逸で無責任極まりないこと」⁽¹¹²⁾であると猛烈に批判した。

しかし、ゼネストと労働法再修正という経験は、組合の意見を無視しては政府の労働政策がうまく作動しないということを知らしめる契機であった。1997年末の経済危機の後に登場した新政府はこのことを熟知しており、危機突破のための三者協議機構として「労使政委員会」を立ち上げ、組合側に労働政策全般への参加を許した⁽¹¹³⁾。『朝鮮』は「まず当面の問題である整理解雇制の実施に合意しなければならない」と主張し、委員会を整理解雇制実施のための臨時機構として位置付けることで、権限強化を希望する組合側や政府をけん制した⁽¹¹⁴⁾。

② 利益の配分 1987年以後、争議の4割以上が賃金問題で争われたが、賃金問題を直接扱っ

(108) 労働側が廃止を要求する「三禁」とは、複数労組（第二組合）の禁止、労組の政治活動禁止、第三者介入の禁止を、経営側が導入を主張する「三制」とは、整理解雇制、労働者派遣制、変形労働時間制を、それぞれ意味する。

(109) 「整理解雇制」1996年7月4日付と「労使改革、これからは政府が」1996年11月9日付を参照。11月9日付の社説では、「複数労組などの三禁の問題」について「慎重に処理する」ことを要求している。

(110) 「国運のかかった労使改革」1996年9月16日付、「経済を生かす労働法」11月13日付太平洋、「危機の現実を直視せよ」12月28日付、「労働法、本来の趣旨に従え」1997年2月28日付、「労働法、取引の対象か」3月3日付などを参照。

(111) 所有経営という韓国企業の特性的なため、韓国においては組合の企業経営への参加は日本ほどには問題にならなかった。

(112) 「労改、政府責任で」1996年10月29日付。

(113) 労使政委員会の詳細については、尹 [1999] を参照して頂きたい。

(114) 「今度は労が答える時」1998年1月15日付と「労使政委法、問題ないのか」1999年4月26日付を参照。

た『朝鮮』の社説はそれほど多くはない⁽¹¹⁵⁾。それは、前記したように同紙が賃上げ闘争を政治闘争として捉えたからであるが、そのみならず同紙の持つ自由主義的傾向とも関係があった。

90年代初めの韓国経済は、「国民精神の弛緩」や「早すぎる賃金上昇」によって苦境に陥ったと懸念され⁽¹¹⁶⁾、政府は賃金抑制のための一連の施策を取ったが、あまり機能しなかった。そこで政府によって検討されたのが、賃金体系にまで手をつける総額賃金制の導入であった⁽¹¹⁷⁾。労働界はそれに猛反対し、『朝鮮』も「目標がいくら正しいといえども」「政府は企業の賃金交渉から一步離れる」⁽¹¹⁸⁾必要があるとし、初めて政府政策に反対の立場を取った。おそらくその辺が同紙の自由主義と開発主義の境界であったと思われる。

「文民政府」が発足した1993年は『朝鮮』にとっても大きな転換点であった。同紙は、早々と新政府の政策方向として「国際化」を提案し、「国際化の核心」は企業活動に対する「政府規制の緩和」にあると主張した⁽¹¹⁹⁾。労働および環境関連法制が代表的な規制として取り上げられ、それまで一族支配や市場独占などで批判されていた財閥も⁽¹²⁰⁾「競争力の刷新」という「時代的課題」のために規制緩和の対象になった⁽¹²¹⁾。1996年の労働法改正の時に見られた労働市場柔軟化の論理的基盤は、すでに1993年から形成されていたのである。

1998年の経済危機の最中、『朝鮮』は、「苦難は国家の生存権と関連しており、われわれ全員はそれに耐えなければならない」としつつも、「労働界も当然その点で例外でない」⁽¹²²⁾と整理解雇制の要求を再び持ち出した。その直後、労使両陣営の代理戦と言われた現代自動車の整理解雇反対争議⁽¹²³⁾に対しては、「整理解雇問題は、労使政の交渉対象でなく法と基本原則の問題」であるとして一切の調整に反対し、政府の仲裁で解雇者が大きく縮小させられると、「法がいくら保障するといっ

(115) 図3で見られるように、16年間合計17本と年1本くらいである。ちなみに、『ハンギョレ新聞』は同じ期間中、賃金問題を取り扱った社説を113本も出していた。『朝日』は34本である。

(116) 1991年の労働者の月平均労働時間が「一年前より2時間短い210時間になった」のは、「お金より余暇を楽しもうとする勤労者たちの怠慢の結果である」と同紙は指摘した。「勤労時間の虚と実」1991年11月28日付を参照。月平均労働時間210時間は、年平均にすると2,520時間である。

(117) 総額賃金制をはじめ1990年代の韓国政府の所得政策については、李 [2000] 131~136頁を参照。

(118) 「総額、補完策あるのか」1992年4月23日付。

(119) 「改革は国際化だ」1993年4月26日付と「国際化は規制緩和だ」1993年11月28日付を参照。1993年年末、同紙の経済部長は「規制を緩和するだけでは感銘を与えることができない」とし「規制撤廃」を主張した。「これからは規制撤廃だ」1993年12月23日付太平洋路。

(120) 1992年下半年の社説だけを紹介しよう。「財閥の独寡占是正を」7月15日付、「全経連の財界利己主義」7月16日付、「財閥の与信緩和、早すぎる」7月27日付、「財閥の声、大きすぎる」8月27日付、「財閥共和国を憂慮する」10月9日付、「財閥の銀行参加、止めるべし」10月21日付など。

(121) 「与信管理の漸進的緩和」1993年12月28日付。勿論、財閥に対する同紙の批判がなくなったわけではない。一過性のものであったとはいえ、不祥事が起こる度に財閥批判は大変な盛り上がりを見せた。

(122) 「国家生存と労働生存権」1998年7月13日付。

(123) 現代自動車争議の詳細について日本語で書かれた論文は見当たらない。韓国語論文としては、趙 [1999] 63~95頁を参照。

ても整理解雇が実質的に不可能になった」と政府を猛烈に批判した⁽¹²⁴⁾。2002年まで同紙社説の大半は、こうした労働市場の柔軟性に対する要求と、それを阻む政府および組合側に対する批判が主であった⁽¹²⁵⁾。

ただ『朝鮮』の自由主義が二重性を有していたことを見逃してはいけない。同紙は、争議に対する政府の不介入についてはむしろ批判している。「文民政府」や金大中政府は個別企業の争議において中立を守ろうとしたが、それらの政府に対して『朝鮮』は「労使自律と当事者解決原則が無条件的な善ではない」とし、「法と規則の強力な監視者・仲裁者」および「スト事態を抜本的に解決する指導者の確固たる哲学と実践意思」を主張するなど、従来より一層強く政府の介入を支持したのである⁽¹²⁶⁾。

(3) 比較

1947年の転換以来、1960年まで労働問題を論じる『朝日』の論調は安定していた。議会主義の尊重と、国民経済とバランスの取れた利益配分はすでに確立された原則であり、変化があるとすれば、経営参加問題が新しく生産性向上運動の文脈で論じられるようになった点である。勿論、生産性向上運動に対する支持は重要な変化であった。経営参加問題が単に権利に関する議論であったのに対し、生産性向上運動の論理は生産性向上のための権利と義務の結合に関する議論であって、特に組合の参加は義務であるかのように語られた⁽¹²⁷⁾。

一方、『朝鮮』の論調は1993年にさらなる変化を遂げた後、徐々に安定していく。国際化や規制緩和など1993年から始まった経済的自由主義の論理は、その後、整理解雇制の支持や労働市場の柔軟化の要求などに具体化していった。1989年に同紙の論調が権威主義的開発主義に移動したと述べたが、1993年以降の変化は、どちらかといえば権威主義の変化ではなく、開発主義の経済的自由主義への変化であった。現実には、労働法改正や民間政府の労働政策などによって多くの権威主義的要素がなくなったが、『朝鮮』がそれらを支持することはなかった。

両紙の論調が安定することにより、労使関係における権利と義務の範囲は明らかになった。『朝日』は労働基本権の保障を下限に、議会主義による政治活動を上限にする権利の範囲を設定し、利益配分においては生産性向上運動という権利と義務が結合する線を示してくれた。一方、『朝鮮』からは守られるべき権利の下限を見つけることが困難である。「法から外れるいかなる闘争も保護

(124) 「労・使・政、衡平を守れ」1998年7月25日付と「現代自、不幸な先例」1998年8月24日付を参照。

(125) 「サッチャー総理がほしい」1998年9月1日付コラム、「労働運動の正道」1999年3月4日付コラム、「分かれ道に立つ構造調整」2000年12月4日付、「外国人投資、労使がカギ」2001年7月7日付、「労も政もこのままではいけない」2002年2月27日付時論、「『企業にもっとも悪い国』」3月15日付などを参照。

(126) 「現代重工業事態の教訓」1994年8月24日付と「労使葛藤と指導者のリーダーシップ」2001年6月13日付を参照。

(127) 「生産性の向上がなくては、経済の発展も生活水準の向上もあり得ないことは、経済の法則からいって明らかである。(中略) (労働組合は) 生産性向上運動のなかに入って、それを労働者の利益のために進めて行き、労働組合が社会そのものを進めてゆくような社会的機能を果たして行くことの方が、道ははるかに近い」 「生産性向上運動と労組」1956年9月2日付。

および放置してはいけない⁽¹²⁸⁾ という主張のように、法が権利の上限を、「利益の処分権は会社の『主人』である株主にある」⁽¹²⁹⁾ という主張のように市場原理が利益配分の基準を、それぞれ意味した。

当時の両国の現況は、面白いことに対照的であった。1948年から1960年までの日本が政治的民主主義の「行き過ぎ」を「調整」する一方で、成長と福祉の両方を追求する方向に進んだのに対して、1990年から2002年までの韓国は政治的民主主義を拡大していくと同時に市場経済の拡大をも目指していた⁽¹³⁰⁾。経済情勢においても、高度経済成長へと徐々に向かっていった日本と、成長率の漸進的な低下の方向を辿った韓国は対照的であった。

こうした状況下で『朝日』は、総評の政治闘争と政府与党の一部による労働法改悪の動きの両方を牽制して権利の範囲を守ろうとする一方、生産性本部や全労の路線を支持する形で「共同の利益の増進」を主張した。これに対して『朝鮮』は、民主労総や政府穏健派による労働基本権拡大の動きを牽制することで権利の上限を抑えようとする一方で、市場原理の全面化を要求する企業側をバックアップした。『朝日』が現実的対立の中間に立っていたとすれば⁽¹³¹⁾、『朝鮮』はその片側に立っていたといえよう。『朝鮮』の認識は民主化の予想外の拡大に対する韓国主流新聞の認識を代表していたのである⁽¹³²⁾。

終わりに

以上のように『朝日』と『朝鮮』の労働関連社説は、民主化の導入、進展、定着という局面の変化に応じて論調の変化が見られたという点において非常に似ていた。実際に、『朝鮮』は1993年以前まで韓国企業や韓国の労使関係が目指すべき方向として日本を考えていた。1988年同紙の編集副局長は、「日本のような政治民主化と経済成長の秘訣は、円満な労使関係の定立であり、円満な労使関係の秘訣は人間的な労使紐帯を基礎にした正当な利益配分制度」にあるとし、韓国の財閥に松下幸之助の倫理的経営を勧めた⁽¹³³⁾。『朝鮮』に映った日本の労使関係のイメージは、人間的性質のものであって、そこには民主的権利関係は存在しなかった⁽¹³⁴⁾。

(128) 「不安な6月労働界の連帯闘争」2001年6月4日付。

(129) 「企業は誰のために存在するのか」2002年6月24日付経済焦点。

(130) 「逆コース」で始まる一連の改革の後退と保守勢力の復帰については、岡 [1958] 第二部を参照して頂きたい。韓国における権威主義体制の解体と市場主義の台頭の同時性については、孫 [2004] 47～81頁を参照。

(131) これは『朝日』に限らず、日本の主流新聞に当てはまる。『読売新聞』の論説副主幹は日本の新聞の中立性を強調して、「政府や与党と左翼と、双方から非難されたところをみると、やはりいまの新聞は大筋において世論を代表していると考えてよい」と自負している。愛川 [1960] 10頁。

(132) 1990年代半ば以降、『朝鮮』など新聞市場の7割以上を占める韓国の主流新聞は「言論権力」とされ、それに対抗する市民運動や新しいメディアが登場してきた。玄 [2005] 77～88頁を参照。

(133) 「授業料を少なく払うべし」1988年6月2日付コラムと「財閥の約束」1990年6月20日付コラムを参照。

(134) 戦後日本の労使関係を説明する際、ドーアは伝統的要素の重要性を認めつつも戦後「社会民主主義革命」の影響をもバランスよく指摘している。ドーア [1987] 112～117頁を参照。

勿論これまでに見てきたように、内容においては両紙の間に大きな違いがあった⁽¹³⁵⁾。しかも1993年以降は、『朝鮮』の論調が大きく変わる。「去る30年間、経済発展モデルとして考えてきた日本式モデル」は「閉鎖的官僚主導経済」⁽¹³⁶⁾であると其の放棄が宣言され、その後、日本の位置にはイギリスやアメリカ⁽¹³⁷⁾が、松下幸之助の位置にはジャック・ウェルチが登場する⁽¹³⁸⁾。結局、重要なのは「人間的な」基準ではなく「効率」であった。ちなみに、『朝日』の考えたロール・モデルは、大戦直後の福祉国家形成期という時代的条件もあって欧米主要国であった。完全雇用や労使関係ルールへの厳守という点で、ドイツやイギリス、アメリカなどが任意に取り上げられていた⁽¹³⁹⁾。

本稿は、労働問題に対する新聞の論調に焦点を当て、実際の労使関係が言論に反映される様式に注目したものであるため、逆に言論が労使関係にどのような影響を与えたのかを知るには方法論的制約を持つ。そして時差という問題にも考慮しなければならない。総評や民主労総などの労働運動の闘争主義的部門は、集中的な批判に晒されながらも、本稿の分析期間の後までかなりの勢いを有していた。一つ言えるのは、闘争主義路線に対する社会的支持は弱くなっていったし、社会的評判という「政治的機会構造」は彼らに非常に不利に形成されていたということである。

最後に、『朝日』と『朝鮮』の論調の違い、ひいては両国の主流マスコミにおける論調の違いがなぜ生じたかを考えなければならないだろう。本文でも指摘したように、その多くは両国の民主主義の違いに起因するといえれば簡単である。しかし、より深い理解のためには関連する諸変数、すなわち民主化以前の両社会の構造や民主化の時点、そして階級・階層分布（特に中間層の意識と地位）や言論の企業的特徴などを検討しなければならないだろう。今後の課題である。

（キム・ジョンフン 東京大学人文社会系研究科博士課程）

【参考文献】

愛川重義 [1960] 「世論と新聞」『新聞研究』No.109。

池尾和人・黄圭燦・飯島高雄 [2001] 『日韓経済システムの比較制度分析』日本経済新聞社。

(135) 多くの韓国の実務家は、敗戦直後の日本の労働問題が80年代後半以降の韓国のそれと同様であるかのようにいっているが（例えば、朴 [1990] 23～28頁を参照）、その類似性は外見上のものにすぎない。

(136) 「日本式モデル、再考するべき時」1994年3月14日付。

(137) 「イギリス経済の教訓」1996年8月15日付時論と「サッチャーがほしい」1998年9月1日付コラムなどを参照。

(138) 「我慢する多数」1998年6月4日付コラムを参照。勿論、1990年代以降の新自由主義の拡散が全世界的な現象であったことを考慮する必要はあるだろう。ただ、それにしても『朝鮮』の変化はあまりにも急激であって、時期的にも民主化の本格化と一致していた。『朝鮮』が民主化の進展をあまり好まなかったことを考えれば、新自由主義の影響がすべての原因であったとは思えない。

(139) 欧米の事例がモデルとして紹介されているものとしては、「メーデーによせて」1949年5月1日付、「西独労組の自信に学べ」1957年8月28日付、「権利と義務のけじめ」1960年1月19日付、「労組と政党支持の自由」1960年2月11日付、「貿易自由化と労組の態度」1960年3月28日付などを参照。その内容は、完全雇用の実施、最低賃金制など福祉制度の整備、議会主義の尊重、政府政策への参加などであった。

- 尹辰浩 [1999] 「韓国労使関係の新たな実験 (上), (下)」『大原社会問題研究所雑誌』492, 493号。
- 遠藤公嗣 [1989] 『日本占領と労資関係政策の成立』東京大学出版会。
- 岡義武編 [1958] 『現代日本の政治過程』岩波書店。
- 小野旭 [1989] 『日本の雇用慣行と労働市場』東洋経済新報社。
- 金三洙 [2001] 「労使関係の韓日比較」野副伸一・朴英哲編『東アジア経済協力の現象と可能性』慶応義塾大学出版会。
- 久米郁男 [1998] 『日本型労使関係の成功：戦後和解の政治経済学』有斐閣。
- [2005] 『労働政治：戦後政治のなかの労働組合』中央公論新社。
- 玄武岩 [2005] 『韓国のデジタル・デモクラシー』集英社。
- 玄大松 [2006] 『領土ナショナリズムの誕生：「独島/竹島問題」の政治学』ミネルヴァ書房。
- 崔章集 [1997] (中村福治訳) 『現代韓国の政治変動：近代化と民主主義の歴史的条件』木鐸社。
- [1999] (中村福治訳) 『韓国現代政治の条件』法政大学出版局。
- 佐護譽・安春植 [1993] 『労務管理の日韓比較』有斐閣。
- 佐藤卓己 [1998] 『現代メディア史』岩波書店。
- 盛山和夫 [1995] 『制度論の構図』創文社。
- 孫浩哲 [2004] 「転換期の韓国政治一六一年体制の解体と変形」曾根泰教・崔章集編『変動期の日韓政治比較』慶応義塾大学出版会。
- 孫昌晷 [1995] 『韓国の労使関係：労働運動と労働法の新展開』日本労働研究機構。
- 竹前栄治 [1982] 『戦後労働改革—GHQ労働政策史』東京大学出版会。
- [1988] 『占領と戦後改革』岩波書店。
- 谷口将紀 [2006] 「戦後日本の価値観変化1945～2000年」小林良彰・任嬭伯編『市民社会における政治過程の日韓比較』慶応義塾大学出版会。
- 二村一夫 [1998] 「日韓労使関係の比較史的検討」法政大学大原社会問題研究所編『現代の韓国労使関係』御茶の水書房。
- 服部民夫 [1988] 『韓国の経営発展』文眞堂。
- 松下圭一 [1962] 『現代日本の政治的構成』東京大学出版会。
- 山本武利 [1996] 『占領期メディア分析』法政大学出版局。
- 李旼珍 [2000] 『賃金決定制度の韓日比較』新潟大学経済学部, 非売品。
- 笠信太郎 [1956] 「新聞の主張」『新聞研究』No.62。
- ロナルド・ドーア [1987] (山之内靖・永易浩一訳) 『イギリスの工場・日本の工場』筑摩書房。
- 金東椿 [1995] 『韓国社会労働者研究』歴史批評社 (韓国語)。
- 崔榮起・金陵・趙孝来・劉汎相 [2001] 『1987年以後韓国の労働運動』韓国労働研究院 (韓国語)。
- 趙亨濟 [1999] 「現代自動車の雇用調整」『産業労働研究』第5巻1号 (韓国語)。
- 中央労働委員会 [2003] 『労働委員会50年史』中央労働委員会 (韓国語)。
- 朴世一 [1990] 「産業平和の早期定着のための労使政の役割鼎立方向」『経営界』4月号 (韓国語)。
- 劉汎相 [2005] 『韓国の労働運動理念：理念の過剰と疎通の貧困』韓国労働研究院 (韓国語)。
- 労働部『労働白書』各年版 (韓国語)。